

議会運営委員会

令和元年11月15日（金曜日）午前10時00分開会

出席委員（8名）

委員長	相馬 剛	副委員長	齊藤 誠之
委員	中里 康寛	委員	田村 正宏
委員	星野 健二	委員	鈴木 伸彦
委員	眞壁 俊郎	委員	玉野 宏

欠席委員（なし）

オブザーバー（2名）

議長	吉成 伸一	副議長	松田 寛人
----	-------	-----	-------

説明のための出席者

市長	渡辺 美知太郎	副市長	片桐 計幸
総務部長	山田 隆	総務課長	五十嵐 岳夫
総務課長補佐	鈴木 正宏	行政係長	佐藤 吉将
企画部長	藤田 一彦	産業観光部長	小出 浩美

出席議会事務局職員

事務局長	石塚 昌章	議事課長	小平 裕二
議事課長補佐 兼庶務係長	平川 雅子	議事調査係長	関根 達弥
主査	室井 良文		

議事日程

1. 開会
2. 挨拶
3. 協議事項

(1)令和元年第5回那須塩原市議会定例会について

①提出案件について

○市長提出案件 32件

- ・ 人事案件 1 件
- ・ 補正予算案件 9 件
- ・ 条例案件 8 件
- ・ 指定管理者の指定案件 5 件
- ・ 事務組合規約の変更案件 1 件
- ・ 計画案件 2 件
- ・ 市道の認定及び廃止案件 1 件
- ・ 承認案件 2 件
- ・ 報告案件 3 件

(即決案件)

(追加案件)

○ 議会提出案件

(即決案件)

(追加案件)

② 議案に対する質疑・討論について

③ 市政一般質問 (通告者 18 名) について

④ 会期及び会期日程について

○ 会期は、11 月 22 日 (金) から 月 日 () までの 日間

○ 日程 (別紙案)

(2) 議会基本条例第 11 条に基づく計画等について

(3) 本会議におけるタブレット端末の運用について

(4) 取組実行計画 (アウトカム) 把握のためのアンケートについて

(5) 議会モニター制度について

(6) その他

4. その他

5. 閉 会

開会 午前10時00分

◎開会の宣告

○相馬委員長 皆さん、おはようございます。

委員の皆様、そして執行部の皆様、何かとお忙しい中、議会運営委員会に御出席いただきまして本当にありがとうございます。

ただいまより議会運営委員会を開会いたします。



◎委員長挨拶

○相馬委員長 まず、2つ、台風15号、19号による豪雨災害が発生いたしまして、県内においても甚大な被害となりました。被災された皆様には心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興をお祈りいたしております。

また、執行部におかれましては市内の災害対応に御尽力をいただき、感謝を申し上げる次第でございます。

さて、今月8日に発表されました第14回マニフェスト大賞におきまして、議会取組実行計画が最優秀賞に選ばれました。7日、8日のプレゼンテーションなど、議長の御苦勞に敬意を表するとともに、さらに議会力の向上に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

本日は、12月定例会における議会運営、議会基本条例第11条に関わる議決事件など協議内容がございます。委員の皆様には円滑な委員会の進行に御協力をお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。



◎議長挨拶

○相馬委員長 続いて、議長から御挨拶をいただきます。

吉成議長、よろしくお願いいたします。

○吉成議長 皆さん、おはようございます。

先だって、下野新聞に塩原温泉小太郎が淵の紅葉の写真が掲載をされました。まさに秋の行楽シーズンのときにこの紅葉のきれいな那須塩原市に多くの来客があつてほしいなど、このように思います。

今は、紅葉の季節に何か最近ちまたを騒がせているのは花見の話が飛び交っていますが、本来、花見は季節的にも違うと思いますので、本来の花見にしていだきたいなど、このように思います。

今回、市長も若い人になって、これまで6月議会、9月議会においてもそうでしたが、多くの議員の方々が代表質問、そして市政一般質問を行ってまいりました。そういった中で、今日の資料にありますように、一般質問の議員の方々、今回18人ということで、私も長く議会に携わってきていますが、この定数26人の中で18人の一般質問、代表質問を含めればこのぐらいの方々がやっぱり経緯はあると思いますが、一般質問だけで18人というのは、多分、過去最高の質問者じゃないかなと思います。ですから、今回は本当に活発な、自由に、中身のある議論が展開されることを大いに私自身も期待しております。

皆様方においては、議会運営に特段の御協力をいただきますようお願い申し上げまして、挨拶にかえます。

よろしくお願いいたします。

○相馬委員長 ありがとうございます。



◎市長挨拶

○相馬委員長 次に、市長から御挨拶をいただきます。

渡辺市長、よろしく願いいたします。

○渡辺市長 おはようございます。

本日は、令和元年第5回那須塩原市議会定例会に係る議会運営委員会の機会をいただきまして、ありがとうございます。

相馬委員長からも話がございました第14回マニフェスト大賞の受賞おめでとうございます。議長は事あるごとにあちこちで、マニフェスト大賞取ったんだとおっしゃるので、まるで何か市民の方が、何か市長はしっかりやっているのかと思われて、「市長、頑張ってるね、何か大賞取ったんだって」とか言われて、ありがとうございます。ちゃんと一応、いや、あれは議会の話ですと言ってはいるんですけども、おかげさまで、まるで那須塩原市全体が頑張っているかのような印象を受けていただいて、非常にありがたく思っております。皆様の期待に応えていきたいなというふうに考えております。

タブレットで様子を見ておりますと、これから執行部もタブレットを使うようになると思うので、皆様がいろいろと試行錯誤をされている姿を見て、大丈夫かと心配にはなるんですけども、今度、議会で議長席からタブレットが飛んでこないように気をつけようと、ちゃんと答弁しようというふうに考えております。

今回はたくさんの御質問の機会をいただきまして、昨日もちょうど那須塩原駅周辺まちづくりビジョン有識者会議がございました。有識者会議の様子につきましてはネットで動画を配信して逐次アップをしておりますので、もしお時間があれば、ダイジェスト版も作っておりますので、丸々見なくてもですね、機会があればぜひ御覧いただけれ

ばなというふうに考えております。

さて、今回の市議会定例会で御提案申し上げました人事案件1件、令和元年度補正予算案が9件、条例の制定の一部改正案件8件、指定管理者の指定案件5件、栃木県市町村総合事務組合規約の変更案件1件、計画の策定案件2件、市道路線の認定及び廃止案件1件、専決処分の承認及び報告案件5件の計32件であります。

このほか、今回の定例会で開会日に追加議案として即決にて御審議いただきたい案件がございます。議案等の対応につきましてはこの後、総務部長が説明いたしますが、重要な案件でございますので、御審議のほどよろしく願いを申し上げます。

また、議会基本条例第11条に規定する計画等の協議につきまして、この後、担当部長が説明いたしますので、こちらのほうもよろしく願い申し上げます。私からの挨拶とさせていただきます。

○相馬委員長 ありがとうございます。



◎協議事項

○相馬委員長 それでは、3の協議事項に入ります。

まず、(1)令和元年第5回那須塩原市定例会について、まずは①市長提出案件についてを議題いたします。

市長提出案件について、執行部より説明をお願いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 それでは、令和元年第5回那須塩原市議会定例会に提案をしております市長提出案につきまして御説明を申し上げます。

今回提案をしております案件は、ただいま市長が申し上げたとおり32件であります。このうち、

補正予算案件や条例の制定及び一部改正案件など、さきの議員全員協議会で説明しているものにつきましては説明を省略させていただきたいと思しますので、あらかじめ御了解くださいますようお願いを申し上げます。

それでは、同意第5号から順に説明を申し上げます。

議案書の1ページになります。同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦について、議案資料は1ページに経歴書を掲載しております。

本案につきましては、今回、人権擁護委員13名のうちの1名の委員の任期が令和2年3月31日をもって満了となることから、新たに室井英子氏を候補者として推薦するものでありまして、人権擁護委員法の規定によりまして、議会の意見を求めるものであります。

続いて、議案書の2ページになります。議案第84号 令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第6号）、続いて、議案書の3ページ、議案第85号 令和元年度那須塩原国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、続いて議案書の4ページになります、議案第86号 令和元年度那須塩原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、続いて議案書の5ページです、議案第87号 令和元年度那須塩原市介護保険特別会計補正予算（第2号）、次に議案書6ページ、議案第88号 令和元年度那須塩原市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案書7ページになります、議案第89号

令和元年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、続いて議案書の8ページ、議案第90号 令和元年度那須塩原市温泉事業特別会計補正予算（第2号）、議案書の9ページになります、議案第91号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）、議案書の10ページ、議案第92号 令和元年度那須塩原

市産業団地造成事業特別会計補正予算（第3号）、これらの議案資料は2ページから23ページまで掲載しております。このほか、別冊の補正予算書、それから議案第91号を除いた執行計画書がございます。

以上、9件の補正予算案件につきましては、さきの議員全員協議会において御説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、議案書の11ページを御覧ください。議案第93号 那須塩原市教育委員会委員定数条例の制定について、議案資料はございません。

続いて、議案書12ページから13ページまでになります。議案第94号 那須塩原市部設置条例の一部改正について、議案資料は24ページから25ページになります。

続いて、議案書の14ページになります。議案第95号 那須塩原市住民基本台帳カード利用条例の一部改正について、議案資料は26ページから27ページとなります。

次に、議案書15ページ、議案第96号 那須塩原市都市計画税条例の一部改正について、議案資料は28ページから31ページとなります。

続きまして、議案書の16ページから19ページまで、議案第97号 那須塩原市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備について、議案資料は32ページから49ページまでとなります。

続きまして、議案書20ページ、議案第98号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について、議案資料は50ページに掲載しております。

続きまして、議案書の21ページから22ページをお開きください。議案第99号 那須塩原市営駐車場条例の一部改正について、議案資料は51ページから53ページまでとなります。

続いて、議案書23ページから24ページまで、議

案第100号 那須塩原市営自転車駐車場条例の一部改正について、議案資料は54ページから55ページまでとなります。

以上、8件の条例の制定及び一部改正案件につきましては、さきの議員全員協議会においてご説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

続きまして、議案書の25ページをお開きください。議案第101号 公の施設の指定管理者の指定について、議案資料は56ページから57ページとなります。

次に、議案書26ページ、議案第102号 公の施設の指定管理者の指定について、議案資料は58ページから59ページとなります。

次に、議案書27ページ、議案第103号 公の施設の指定管理者の指定について、議案資料は60ページから61ページとなります。

続きまして、議案書28ページから29ページです。議案書第104号 公の施設の指定管理者の指定について、議案資料は62ページから69ページまで掲載しております。

次に、議案書の30ページをお開きください。議案第105号になります。公の施設の指定管理者の指定について、議案資料は70ページから71ページとなります。

以上、5件の指定管理者の指定案件につきましては、さきの議員全員協議会において説明をさせていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、議案書の31ページをお開きください。議案第106号 栃木県市町村総合事務組合規約の変更について、議案資料は72ページに掲載しております。本案につきましては、令和2年4月1日から小山市及び小山広域保健衛生組合が議員、その他非常勤職員の公務災害補償事務の共同処理に

加入すること、また小山市が非常勤の学校医等の公務災害補償事務の共同処理に加入することに伴いまして、栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案書の32ページになります。議案第107号 那須塩原市食育・地産地消推進計画について、続きまして、議案書第33ページ、議案第108号 那須塩原市歴史文化基本構想について、これらについては議案資料はございませんが、別冊の計画書がございます。

以上、2件の計画の策定案件につきましては、さきの議員全員協議会において説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、議案書の34ページから35ページまでをお開きください。議案第109号 市道路線の認定及び廃止について、議案資料は73ページから75ページまでとなります。本案につきましては、さきの議員全員協議会において説明させていただいておりますので、省略をさせていただきます。

次に、議案書の36ページ、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号））、次に議案書37ページ、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号））、これらの議案資料は76ページから82ページまでとなります。このほか、別冊の補正予算書及び執行計画書がございます。

以上、2件の専決処分の承認案件につきましては、さきの議員全員協議会において説明させていただいておりますので、説明を省略させていただきます。

次に、議案書の38ページから39ページ、報告第30号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）、議案資料はございません。本案

につきましては、令和元年8月26日、那須塩原市三島4丁目地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。事故の状況につきましては、市道の補修に使用したアスファルト合材が飛散し、近隣店舗の展示車両を汚損及び破損したものであります。

次に、議案書の40ページから41ページ、報告第31号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解）、議案資料はございません。本案につきましては、令和元年7月22日、那須塩原市あたご町地内において発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。

事故の状況につきましては、市役所西那須野支所北側駐車場内部に、公用車を駐車させる際に駐車していた相手側車両へ衝突し、損害を与えたものであります。

最後に、議案書42ページから43ページ、報告第32号 専決処分報告について（損害賠償の額の決定及び和解）、議案資料はございません。

本案につきましては、令和元年8月5日、那須塩原市豊浦北町地内で発生した事故に関し、損害賠償の額を決定し、和解したものであります。事故の状況につきましては、市道黒磯西岩崎線において、相手方がバイクに乗せた荷物を整理するために停車し側溝上を歩いていたところ、側溝の蓋がかかっている部分に落ち、右足を負傷したものであります。

以上、32件の案件につきまして議会定例会への提案を予定しております。よろしくようお願い申し上げます。関係議案の説明とさせていただきます。

お願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 資料のほうタブレットへ送ったら

赤字の部分があったんですけど、それは別に印刷のほうで薄くなっている……、補正予算書31ページ、カラーはそのまま出てきちゃうんですよ。問題ない。

〔「理由はございません」と言う人あり〕

○相馬委員長 よろしいですか。

○齊藤副委員長 いいです。

○相馬委員長 ほかに質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、即決案件はございますか。総務部長。

○山田総務部長 即決の取扱い等のお願いといたしましては4件ございます。

初めに、同意第5号 人権擁護委員の候補者の推薦についてにつきましては、人事案件でありますので即決議案としてお願いをいたします。

次に、議案第91号 令和元年度那須塩原市産業団地造成事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、当案件に関連する契約の締結案件を議会開会日に追加議案として提出する予定であることから、即決議案としてお願いをいたします。

なお、先ほど申し上げました契約の締結案件につきましては、この後、追加議案の内容を説明する際に申し上げたいと思います。併せまして、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第4号））及び承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度那須塩原市一般会計補正予算（第5号））の2件につきましては、いずれも専決処分の承認を求めるものでありますので、即決でお願いしたいと思います。

以上、4件についてよろしくようお願いいたします。

○相馬委員長 ただいまの即決案件の説明に対し質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑がないようですので、議案の取扱いについてお諮りいたします。

ただいまも説明がありました第5号の人事案件1件、補正予算案件1件及び承認案件2件については即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

また、即決案件4件と報告案件3件を除く25件の議案につきましては、各常任委員会へ付託することで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、追加案件はございますか。

総務部長。

○山田総務部長 追加議案といたしましては7件をお願いしたいと思っております。

まず1つ目、産業観光部所管の契約の締結についてでございます。

本案につきましては、那須高林産業団地造成事業土木工事の契約の締結について、議会の議決を求めらるるものであります。

追加議案とする理由といたしましては、関係機関との協議に不測の日数を要し、入札の執行が遅延したことから、本工事に係る仮契約の締結日を11月20日前後に予定しているためでございます。

また、早期に造成工事に着手し、十分な工期を確保する必要が高いことから、議会開会日に追加議案として提出し、即決議案として取り扱いたいと考えております。

次に、総務部、建設部、教育部、それぞれの所管の専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）についてでございます。

これら専決処分の報告につきましては、本定例会の会期中の6件の示談の見込みがありますので、市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解につきまして、示談が調った場合には追加議案として提出させていただきたいと考えております。

以上、7件についてよろしくお祈りを申し上げます。

○相馬委員長 ただいまの追加案件の説明に対して質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑等はないようですので、追加案件の取扱いについてお諮りいたします。

ただいまの説明がありました追加案件について、契約の締結案件は仮契約を締結した場合、初日に追加案件として即決扱いとし、報告案件6件については示談が成立した場合、追加案件として即決扱いとすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、議会提出案件についてでございますが、何か予定されているものはございますか。

議事課長。

○小平議事課長 初日の議会提出案件については予定ございません。

以上です。

○相馬委員長 次に、議会提出案件の追加案件はございますか。

議事課長。

○小平議事課長 議会運営委員会主催の議員研修会について、この後、議会運営委員会で御決定いただいた後に、議員の派遣について最終日に追加上程するものです。

なお、研修の内容はファシリテーション研修で、令和2年1月30日、黒磯公民館を会場に予定して

おります。

以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

ただいまの追加案件の説明に対しまして質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 質疑等はないようですので、取扱いについてお諮りいたします。

議員の派遣についてですが、こちらは最終日に上程し、即決扱いとすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、②議案に対する質疑、討論についてを議題といたします。

まず、議案に対する質疑について、先例のとおり一問一答方式により行い、時間は質疑のみ1人15分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、そのように取り扱います。

次に、討論についてですが、こちらも先例のとおり、1議題につき1人10分以内、賛成、反対各5人までとしたいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、③市政一般質問についてお諮りいたします。

今回18名の通告者がございます。質問の方法については、先例のとおり項目ごとの一問一答方式により質問席で行います。質問のみ1人40分以内とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

次に、④会期及び会期日程についてを議題といたします。

別紙日程（案）がございますので、事務局より説明をお願いいたします。

議事課長。

○小平議事課長 それでは、令和元年第5回那須塩原市議会定例会会期日程について御説明申し上げます。

会期につきましては、11月22日金曜日から12月12日木曜日までの21日間を予定してございます。

11月22日金曜日、開会、会期の決定、議案の提案説明、即決議案採決、議案の委員会付託などを予定してございます。即決議案につきましては、先ほど総務部長から説明のあった同意第5号、承認第8号、第9号、議案第91号を予定してございます。それと、高林工業団地造成工事の仮契約が締結しました場合は、こちらにつきましても即決議案となります。

23、24の土、日の休会を挟みまして、25日から28日まで市政一般質問をそれぞれ順に、29日につきましては市政一般質問2人、それから議案質疑を予定してございます。

11月30日、12月1日の土、日の休会を挟みまして2日も議事整理のため休会を予定してございます。

3日火曜日から6日金曜日までを付託議案審査のため委員会を予定してございます。

7、8日の土、日、休会と9日、10日の休会を挟みまして、11日午前10時から予算常任委員会の全体会、午後1時半から議員全員協議会を予定してございます。

最終、12日木曜日、各委員長報告、質疑、討論、

採決、閉会の運びとなる予定でございます。

それから、25日月曜日の午後5時が計画案件質疑通告書の締切り、それから12月6日金曜日の午後5時が討論通告書の締切りとなっております。

また、11月25日月曜日の開会前の午前9時半から議場コンサートを予定してございます。

以上です。よろしくお願ひいたします。

○相馬委員長 ただいま事務局から説明がございましたが、改めて申し上げます。

会期については、別紙案のとおり11月22日金曜日から12月12日木曜日までの21日間とし、市政一般質問18名については11月25日から28日までの4日間に4人ずつ、29日に2人とし、議案質疑については29日金曜日に行いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

また、計画案件に対する質疑通告書の提出期限については、11月25日月曜日の午後5時とし、討論通告書の提出期限については12月6日金曜日の午後5時とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、そのように取り扱います。

なお、12月11日水曜日、午前10時から予算常任委員会全体会、同じく11日午後1時半から議員全員協議会の開催が予定されておりますので、お含みいただきたいと思ひます。

以上で(1)の協議事項は全て終了いたしました。

次第にはございませんが、定例会について、その他として執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 委員から何かございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 先ほど出ましたんですけど、先ほど示談の案件が6件ということでしたが、詳しい内容を、項目だけ聞いてもよろしいですか。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 それでは、専決処分の報告の6件の内容について簡単に御説明申し上げます。

まず、1件目は、新聞にも載りましたけれども、さくら市で市有バスが信号待ちをしていた時に、トレーラーが後ろから突っ込んできて…槻沢小学校の玉突き事故、5台からの事故が発生したものでございます。

2つ目が、これは生涯学習課、鍋掛公民館の案件でございますが、職員が草刈りを行っていた際に、公民館に停車中の乗用車に石が飛んで、それで車両を傷つけてしまったという案件です。

3件目については、道路課所管でございまして、対向車と相手方車両とすれ違う際に、側溝を含む歩道敷に乗り上げて左後輪のタイヤがバーストしたという事故です。

4件目、同じく道路課でございまして。道路上に穴があいていまして、車両が落ちて、タイヤのホイール及びバンパーを破損したという案件でございます。

5件目、同じく道路課の事故で、やはり同じく穴に車両が落ちて、マフラーを損傷したものです。

最後に、同じく道路課で、相手方車両が道路走行中、道路上の広告に衝突して車両が破損したものです。

以上です。

○相馬委員長 ほかに質疑等ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、次第(2)に入る前に、執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時35分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、次第(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを議題といたします。

議会基本条例第11条に関わる計画、協定等について、執行部から内容の説明をいただいた上で、議決または報告とするか決定をしたいと思います。

なお、協議案件については執行部から報告として上がってきた案件について説明を求め、決定をみたいと思います。

本日は、企画部、総務部、産業観光部から5件の案件がございます。

まず、企画部の案件について協議いたします。

企画部から2件の案件がございます。

まず初めに、国立大学法人宇都宮大学との友好連携に関する協定から入りたいと思いますので、執行部の説明をお願いいたします。

企画部長。

○藤田企画部長 それでは、説明をさせていただきます。

宇都宮大学とはこれまでもさまざまな連携を図りながらいろんな事業を行ってきたところですが、このたび、さらなる地域の振興、それから人材育成といったものを図るために友好連携に関する協定を締結するものでございます。

現在、本当に市政全般にわたって地域振興、教育、文化、それから様々な形で学生ボランティアあるいは大学生のフィールドワークに協力をするというようなことをやってきております。これは、基本的に変わるというものではございません。形としてやっている。また、大学としての方針もありまして、現在の自治体とこういうものを結ん

で形をつくりながらやっていきたいというような意向もありますので、それを踏まえて今回締結をするということでございます。

そういう内容でございますので、議会基本条例の対応としては、全協等報告でお願いできればというふうに考えております。

以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等がございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 大体内容はわかりました。

これまでもということなので、これまでの背景などが聞きたかったんですけど、具体的に活動のイメージがないので、もうちょっと掘り下げて御説明いただきたい。

○相馬委員長 企画部長。

○藤田企画部長 これまでの実績はどんなものかというふうなことなんですが、一番多いのは大学の先生を派遣していただいて、各種委員会、会議等で専門的な分野からのアドバイスをいただく、それから宇都宮大学の学生さんがフィールドワークに入ってくる際に、主として可能なお手伝いをする、そういったものが主な内容でございました。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、私から1点。

特記事項のところに費用負担、今回の協定に関わる費用負担はなしというふうに書いてございますが、ほかのものを見ますと、大体なしというだけだったかと思うんですが、この今回のこういう記述になっているところは、ほかには費用負担が発生する場合もあるというふうに理解すればいいんでしょうか。

企画部長。

○藤田企画部長 特にそういう深い意味はございま

せん。今回の協定に関してというところは、まさに書いてあるとおりの協定である、負担が生じることはないというだけの意味でございます。

○相馬委員長 ほかに質疑等がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、それでは、ここで案件の取扱いについて議員間討議を行うため執行部の退席を求めます。

討議終了後、あらため入室いただきますので、すいません、今回は議会図書室にて待機いただきますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様から案件についての御意見を伺います。また、質疑は終了しておりませんので、執行部に対する確認しておきたい点がございましたら、それについても議員間討議を行いたいと思います。

皆様からの御意見をお願いいたします。

意見ございませんか。

議決にするか報告にするかということについて、執行部からの提案は全協報告という提案でございます。それについて御意見をいただければと思います。

報告でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかに意見がないようですので、執行部の入室を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時45分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

議員間討議の内容を報告いたします。

執行部の説明のとおり報告案件にすべきであるという意見がございました。

それでは、この後、取扱いに決定をみたいと思いますが、改めて委員から質疑がございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 執行部から御意見等がございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について報告とすることで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、本案件については報告案件とすることに決しました。

続いて、NASPO株式会社との連携協定を協議いたします。

執行部からの説明をお願いいたします。

企画部長。

○藤田企画部長 続けて説明をさせていただきます。NASPO株式会社、那須ブルーゼンになりますが、これまでの様々な連携を図ってまいりました。今般、ブルーゼンの事務所が那須塩原駅内に開設

され、さらに来年の4月から登記簿上の本社も那須塩原に移転するというお話がございました。そうしたものを機に、改めてこれまでの連携を協定という形で結び、さらなる連携の強化、ウィン・ウィンの形になるような連携体制を構築していこうということで協定を締結するものでございます。

そうした理由から、議会への対応につきましては、先ほどの宇大との連携の報告と時期を合わせて、年明けの1月の全協で報告をさせていただきたい、という内容でございます。

説明は以上です。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

鈴木委員。

○鈴木委員 2点ありました。NASPO株式会社のことは、どういう会社なのか、何を目的とした会社なのかをちょっと御説明いただきたい。

○相馬委員長 企画部長。

○藤田企画部長 NASPO株式会社は那須ブラーゼンの運営会社でございます。

○鈴木委員 那須ブラーゼンの運営会社と言ったんですね、那須ブラーゼンはどういう事業をやる会社ですか。

○相馬委員長 企画部長。

○藤田企画部長 那須ブラーゼンはプロの自転車チームでございます。その自転車チームの運営を行っているのが、会社でいきますとNASPOという会社になります。チームとしては那須ブラーゼンとして活躍しておりますが、会社がNASPOとなっております。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 大体分かりました。

全国にPRということは地域活性化ということですけども、そうすると、この他の連携ということでは、具体的な連携した事業ということで那

須塩原駅西口ですか、自転車競技をやっていることが一つあるんですけども、競技をやっていることと、それを同時に発信して本市のアピールをしていくことになるんですか。

そういう解釈と、それ以外にも本市のPRということが何かあるかということで、ちょっと締結に当たってこれまでの実績というあたりから御説明いただければなと思います。

○相馬委員長 企画部長。

○藤田企画部長 那須塩原クリテリウム、駅前で、あるいはJプロツアーとしてやっているものでありまして、本市とブラーゼンが開催しているというものではありません。これまでやってきた連携事業という形でいきますと、例えば交通安全教室であったり、あとはマラソンの先導もやったり、イベントに参加していただいて、ブースを設け、そこでPRするとか、あとは、プロチームですので、全国、あるいは場合によっては、海外に出てレースを行います。そういうところでユニフォームに那須塩原の名前が入っているというような幅広い活動を行っているところです。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

中里委員。

○中里委員 今まで練習の拠点が那須町にあって、今回、那須塩原市に拠点を移すということになったということですが、那須塩原市に拠点を移すことになった理由って伺っていますか。もし伺っていればその内容を聞きたいんですが。

○相馬委員長 企画部長。

○藤田企画部長 移す理由がは何なのかというのは、私どもも「これです」というのは承知はしておりません。現に、既に那須塩原駅前に事務所を構えてきております。そこにこの後、登記簿上の本社を移転するというのが普通の流れなのかなというふうに思います。

○相馬委員長 ほかに質疑等ございますか。

齊藤副委員長。

○齊藤副委員長 受入れの対応及び理由のところ、一番最後に全協の報告事項とすることで、速やかに連携とかを図りたいと書いてあるんですけども、速やかにということは、例えばもう今月中にしたいとあって、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○相馬委員長 企画部長。

○藤田企画部長 基本的にはそういう解釈でございます。お互いの日程調整等が整えば、もうすぐ協定を締結していきたいということ。時期を見てとか、わざわざ遅らせる理由はないなというふうに考えております。

○相馬委員長 ほかに質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようでしたら、ここで案件の取扱いについて議員間の討議を行うため、執行部の退席を求めます。

討議終了後、改めて入室いただきますので、議会図書室で待機いただけますようお願い申し上げます。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前10時56分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様から案件についての御意見を伺います。また、質疑は終了しておりませんので、執行部に対する確認、意見がありましたら、これについても議員間討議をしたいと思っておりますので、お願いいたします。

それでは、執行部の説明は全協報告ということでございますが、これについて御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

鈴木委員。

○鈴木委員 報告でよろしいかと思います。

○相馬委員長 理由を伺ってよろしいでしょうか。

○鈴木委員 説明で十分理解できて、内容的には、委員会に付託するほどのものではない。

○相馬委員長 ほかに御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ほかに意見がないようでしたら、執行部の入室を認めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前10時57分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

先ほどの議員間討議の内容について報告いたします。

議案として、委員会付託して審議する内容まではいかないというような御意見がありましたので、報告とすべきという御意見でございました。

それでは、この後、取り扱いについて協議したいと思いますが、改めて委員から質疑はございますか。

[「ありません」と言う人あり]

○相馬委員長 執行部から御意見はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議ないということで、質疑を終了

いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案について報告ということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、本案件について報告案件とすることに決しました。

ここで、執行部入替えのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前10時59分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、総務部の案件についてを協議いたします。

総務部から2件の案件がございます。

初めに、災害に関わる情報発信等に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 よろしく願いいたします。

今回、災害情報発信に関する協定を結ぶ相手方、ヤフー株式会社でございます。

内容は、記載のとおり1から7まであるわけですが、これまで栃木県とヤフーの間で既に協定を結んでおりまして、ここに書いてある内容の②と③については、もう既に那須塩原市の情報は流れていると思います。今回、まさに那須塩原市とヤフーが結ぶことによって、①、それから④から⑦の機能が新たに掲載できるという話であります。

その中我々が一番期待しているところは、①の

ホームページのキャッシュサイトを、ヤフー上に掲載、これはどういうことかという、災害時、ホームページにアクセスが殺到してしまっていて、台風19号のときには県のホームページがダウンしてつながらなくなったという状況がございます。それらを鑑みまして、台風19号のときは那須塩原市のホームページ、一番最大で約1時間に4,000件のアクセスがあったところで、ここはダウンしなかったけれども、今後、災害情報を考えますと、例えばヤフーを開いて那須塩原市ホームページになったときに、ここをクリックしてこちらにミラーサイトをもう一つ、つまり2つ那須塩原市の公設サイトをつけていただく、分散して、いわゆる凍結が防げるという、そういう仕組みでございます。

これが今回、協定の締結で一番期待できるのかなというような話でございます。

目的、背景につきましては、市民により多くの情報を伝達する、多様な情報の発信手段を確保という意味からも有意義な協定であるというふうに感じているところでございます。

今回、協議の中で報告とさせていただき理由としては、速やかに改善をしないと、締結したいということで、報告案件ということで協議をさせていただきたく提出するものでございます。よろしく願いをいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

〔発言する人なし〕

○山田総務部長 ないようでしたら、ここで議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

協議終了後に改めて入室いただきますので、議会図書室で待機いただきますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時02分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様から案件について御意見いただきますが、質疑は終結しておりませんので、執行部に確認しておきたい点とかございましたら、それらについても議員間協議を行いたいと思います。

この件につきましては、執行部のほうは全員協議会での報告ということでございますが、報告とするか議決とするか、皆様方の御意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○中里委員 報告で私はいいと思います。協定は那須塩原にメリットがあることだと思いますので、議決するまでもなく報告でいいと思います。

○相馬委員長 そのほかございますか。
鈴木委員。

○鈴木委員 これ、①から⑦まであって、②と③が既にやっているということなんですけれども、要するに、前回の締結案件の更新みたいなことなんですか。

○吉成議長 栃木県とヤフーが既に契約している中の②③は県内25市町の中で既に配信されているということで、この際、直接協定を結ぶことによって①④⑤⑥⑦が協定対象となるという説明でした。

○鈴木委員 今回、ヤフーと締結というのは那須塩原市自体は初めてだということですよ。なので、これは報告か議決案件が正しいか。大概、今まで公的には普通は議決案件という場合もありましたよね。

○吉成議長 協定の部分でこれまで議決というのは

ちょっと経験はないですね。

○相馬委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 ここで意見を言っているのであれば、報告。

○相馬委員長 説明の内容を理解したということで、報告でよろしいということよろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○田村委員 無償なんだけど、よくこういうのわかっていないんですけど、無償ということは、ヤフーにしてのメリットはおそらく何らかのこの情報、なんですかね、個人情報を取得する理解というか、それで無償としているのか、その辺はどうなんですか。

○相馬委員長 分かりました。入室いただいて、質疑をしたいと思っておりますが、よろしいですか。

○田村委員 答弁してもらったほうがいい。

[発言する人あり]

○齊藤副委員長 それを言うんだったら、議決にするべきだというために質疑してくれたら意味がわかるんですけど、ただその不安だけを聞いちゃうと、報告だったら、何の質疑だったのと。

○田村委員 じゃあ、場合によっては、ヤフーに対して一種の住民の個人情報か。

○相馬委員長 収集されちゃうということですね。

○田村委員 その可能性はないのかと。そういう可能性があるのであれば議決で。

○相馬委員長 それでは、再度入室いただきまして、質疑を受けたいと思います。

それでは、執行部の入室を求めるため暫時休憩といたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時07分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まだ確認したい事項がございましたので、質疑を続行いたします。

質疑をお願いいたします。

田村委員。

○田村委員 これは無償ということですが、恐らくやる側に見れば、ホームページの閲覧とか、そういったメリットもあるんだと思うんですが、あわせて、いわゆる本市の市民の個人情報がヤフー側に流出してしまうというような、もしそういった懸念があるのであれば、安易に報告ということではなくて、議案として上程するべきかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 今回の田村委員の御質問、多分、協定⑦の部分であろうと思うんですね、これについては、もし自治体側が避難者名簿を公開という前提であれば、フォーマットを統一してあげれば、栃木県の1件、那須塩原市の避難者として載せるということなので、まず、ぎりぎりの段階で、那須塩原市として避難者名簿は作成するつもりはないという段階で、その個人情報の部分はクリアできるのかなと思いますし、よっぽどのあれがない限り、避難者名簿の公表というのはあり得ないのかなという気がしておりますので、御心配のこの情報の流出という部分では問題ないのかなと思っています。

その他被害状況、勧告、避難所に関しては、個人情報扱いではありませんので、その部分は大丈夫かなあと考えております。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、今回の協定については市にとっては大変メリットのあることだということこ

ろで、報告案件でよろしいのではないかという意見がございました。

それでは、この後、そのあたりについて決定をみたいと思いますが、ほかに質疑等はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について報告ということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件につきましては報告案件とすることに決しました。

続いて、災害時における災害応急対策の協力に関する協定を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

総務部長。

○山田総務部長 それでは、災害時の災害応急対策の協力に関する協定の御説明をさせていただきます。

これまで災害事業として市の建設業界、それから管工事協同組合、その他各業界、組合の方々に協力をいただきまして施設の応急復旧、それから資機材の提供等、協力をいただいていたところでございます。

今回協定を結ぶ相手方、全建総連栃木県建設労働組合、黒磯・高林・西那須野・塩原各4支部でございますが、どんな組合かと申しますと、主に個人事業主の建築屋さんというのが大工さんといえますか、そういう方たちの組合でございます。

何を協定でしていただくかというのは、ご存じのとおり4つありますが、2、3、4についてはおもに建設業協会等々の方たちにやっていただくというところと言うと、補助的なものになるのかなど。一番我々が期待しているところといたら(1)避難所の応急補修ということで、地震とか台風等で避難所であるべきところが、例えばドアがちょっと壊れたり、いろんな施設があったときに直していただくというところを期待しているところでございます。

もちろん費用については無償というわけにいきませんので、ほかの建築業協会と同じく、材料等実費はお支払いするという、そういう協定の内容になってございます。速やかに協定を締結して災害に備えたいと思っておりますので、報告という形で協議をさせていただきたく、よろしく願いいたします。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

中里委員。

○中里委員 ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけども、毎年、那須塩原市では防災訓練に取り組んでいると思います。建設3団体でも毎年参加してくださっていると思うんですけども、今回協定を結ぶことで、このような全建総連が防災訓練のほうには参加していただける、協力していただけるという認識でよろしいのでしょうか。

○相馬委員長 総務部長。

○山田総務部長 協定を結んだ暁には、当然、来年の防災訓練からちょっとお声がけというか、呼びかけはしていきたいなというふうには思います。

○相馬委員長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、案件の取扱いに

ついて議員間討議を行うため、執行部の退席を求めます。

協議終了後、改めて入室いただきますので、議会図書室で待機いただきますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時14分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、委員の皆様から案件についての御意見をいただきます。また、質疑は終了しておりませんので、執行部に対して確認することがございましたら、それらについても議員間討議を行いたいと思います。

今回の協定について、執行部からの意見は全員協議会での報告にしたいということではありますが、報告にするか、議決にするか、皆様方の御意見を伺いたいと思います。

○眞壁委員 議決にさせていただきたいと思うんですが。

○相馬委員長 そのほか意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、執行部の入室を求めます。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時15分

○相馬委員長 休憩に引き続き委員会を再開いたし

ます。

委員間討議の内容を報告いたします。

今回の協定については速やかに協定について履行していただきたいというところから、報告案件にすべきというご意見でございました。

それでは、この後、これについて決定をみたいと思いますが、改めて委員の皆様から質疑はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 執行部から御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますのですが、異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 異議がないため、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について報告とすることで異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○相馬委員長 本案件については報告案件とすることに決しました。

ここで執行部入替えのため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時18分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、産業観光部の件について協議いたします。

産業観光部から1件の案件がございます。

那須塩原市鳥獣被害防止計画を協議いたします。

執行部から説明をお願いいたします。

産業観光部長。

○小出産業観光部長 それでは、那須塩原市鳥獣被害防止計画の策定について御説明申し上げます。

資料に基づいて御説明申し上げます。

まず、計画策定の目的及び背景でございますけれども、本計画につきましては鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置法第4条1項に定められた計画であり、国の鳥獣保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な方針、及び栃木県の第12次鳥獣保護管理計画の内容と、本市の鳥獣被害の現状や特色を踏まえて、県と協議の上、本市における被害防止対策を総合的に推進するための具体的な施策をまとめた計画であるということでございます。

本市では、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するため、那須塩原市鳥獣被害防止計画、計画年度は、現行計画は平成29年度から31年ということでございますけれども策定し、被害防止対策を実施しているということで、こちらの計画につきましては参考までにお手元に配付させていただいているところでございます。

こちらの計画の概要でございますけれども、大きく3点ございまして、鳥獣捕獲に関すること、対象鳥獣の選定あるいは捕獲の目標等、それから捕獲以外の被害防止施策に関すること、進入防止柵の設置等でございます。

それから、今年度、今回の件で新たに盛り込む内容としまして、鳥獣被害対策実施隊の設置に関することということで、こちらにつきましては懸案事項となっております、長年、猟友会等と協議を行っておりまして、ようやく話がまとまりまして、来年度、ようやく設置できるといった段取りになっておりましたので、今回の計画に盛り込んでまいりたいというところでございます。

計画期間につきましては、来年度、令和2年度から令和4年度までの3年間でございます。

それから、市民等への効果及び影響でございますけれども、野生鳥獣による農作物の被害の軽減及び人的被害の未然防止が図られるということでございます。

市民の参画及び内容でございますけれども、パブリックコメントの実施の予定はございません。

それから、総合計画上の位置づけでございますけれども、基本政策1-1、自然環境を保全する、その下、具体的な施策につきましては、森林資源の保全、管理を推進するといったところでございます。

関係法令及び上位計画でございますけれども、法令に基づきましては、先ほど申し上げました鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のため特別措置法に関する計画といったものでございます。

上位の国の計画といたしましては、法律に基づきまして定められました鳥獣の保護及び管理を図るための事業に必要な基本方針といったものがございまして、この中で鳥獣保護区の指定でありますとか、指定鳥獣の種類、実施区域を定めるといったような方針が示されているところでございます。

それに基づきまして、栃木県では、県計画として、栃木県第2次鳥獣保護管理事業計画というのを定めておりまして、この計画の中に第2種特定鳥獣管理計画といったものがございまして、こちらにつきまして、現在増えている鳥獣の管理、いわゆる駆除といったところが指定されており、具体的にはサルですとかイノシシですとか、シカとかツキノワグマ、ニホンザルといった、具体的に管理を行い、駆除を行う鳥獣の種類が定められているといったところでございます。

議会の対応及び利用でございますけれども、こ

ちらにつきましては全協で報告させていただきたいということでございます。

報告時期については、来年の2月を予定しております。その理由でございますけれども、本計画は、鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置法に基づくものであり、市の計画につきましては、先ほど申し上げました国の方針あるいは県の計画に沿って策定するものであるといったところで、全員協議会での報告により対応したいというところでございます。

以上でございます。

○相馬委員長 説明が終わりました。

質疑等はございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 質疑はないようですので、案件の取扱いについて議員間協議を行うため、執行部の退席を求めます。

討議終了後、改めて入室いただきますので、議会議室にて待機いただきますようお願いいたします。

それでは、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時23分

再開 午前11時23分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

委員の皆様から案件について御意見を伺いますが、まだ質疑は終結しておりませんので、執行部に対する確認しておきたいことがございましたら、それらについても議員間討議を行いたいと思います。

今回の鳥獣被害防止計画につきましては、国、県の計画に沿った策定であって、全員協議会での

報告としたいという執行部からの説明でございます。委員の皆さんから、報告とすべきか議決にすべきかの御意見をいただければと思いますが、よろしく願います。

鈴木委員。

○鈴木委員 今聞いておると、おっしゃられたとおり、この資料があるとおりに、国、県に沿った策定をするのであるということで十分だと思いますので、報告でよろしいかと思ます。

○相馬委員長 そのほか御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 それでは私から、これまでの一般質問、代表質問等で相当この鳥獣被害に対する対策については様々な回答があったところではございまして、これまでもこの計画は3年計画ごとに行ってきた経緯があると思ますが、計画の成果というものをきちんと測って、今回新たに計画に定めるものというのが、先ほど言った(3)についてということでございますが、もう少し成果を求めていくためには、議案として上程していただくこともあるのかなというふうに考えたところでもございますが、皆様からの意見を伺いたいと思ます。

眞壁委員。

○眞壁委員 実施隊の技術的なことはちょっと分からないんですけど、基本的にはちょっと引かかる、よく確認してどんな形になるのか聞いて判断したい。

○相馬委員長 最後に、質疑を行った上で判断したいという御意見ですが、そのほか御意見ございますか。

[発言する人なし]

○相馬委員長 じゃ、そういうことで、質疑を続行するというで執行部の入室を求めたいと思ますが、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

○相馬委員長 それでは、執行部の入室を求めます。暫時休憩といたします。

休憩 午前11時27分

再開 午前11時28分

○相馬委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

まだ確認したい事項がございますので、質疑を続行いたします。

質疑をお願いいたします。

眞壁委員。

○眞壁委員 現在、この対策実施というふうな今協議中でできあがる、というような形なんですけど、その辺の人数とか、どういう形になるのか教えていただきたいと思ます。

○小出産業観光部長 人数につきましては、基本的に猟友会の中で、猟友会の会長から推薦のあった方については全員入れたいところではございまして、どの程度の推薦があるのかわからないんですけども、多ければ100人程度の規模になるのかなといったところで見込んでいますけれども、その辺は、今後、猟友会と協議という形になります。

○相馬委員長 眞壁委員。

○眞壁委員 前は15~20人という形だったんですが、これが100人に。

○小出産業観光部長 以前は、ある程度猟友会から二、三名程度といったところで考えていたんですけども、なかなか猟友会と協議の中で、人を選抜するといったところが実際には非常に難しいというのがあって、できれば全員入れていただけたのが猟友会としてはいいんだといったところがございまして、そのところは猟友会と協議の中で、最終的にはそのような形になってきたものであり

ます。

○相馬委員長 そのほかいかがですか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、私から1点。

今回の計画について、これまでの計画を行ってきたところについて、今でも代表質問、それから市政一般質問等でもあったものではございますが、今回の計画によって、その改善と言いますか、鳥獣被害のどの程度減少するとかいう見込みについて、計画の中できちんとお示しいただけるのかどうか伺いたいと思います。

産業観光部長。

○小出産業観光部長 統計的に数字的なものについては目標値というのを設定しますんで、それをクリアできるようにやっていくというところは従来どおりというところがございます。

今回新たに盛り込んだ実施隊という中で、いろんな方に協力ももらって、例えば鳥獣の被害ということだけでなく、地域全体の追い払いですとか、そういったものに非常に有効な対策でございますので、そういった部分を実施隊中心にやっていたくこととなりますので、これまで以上に被害といったところの防止は図れるというふうな計画になるというふうに考えております。

○相馬委員長 そのほか質疑ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようでしたら、再度、議員間討議を行いたいと思いますので、執行部の退席を求めます。

再度入室いただきますので、議会図書室でお待ちいただければと思います。

暫時休憩といたします。

休憩 午前11時31分

再開 午前11時31分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

それでは、計画の概要の(3)の実実施隊の設置については説明があったところでございますけれども、またさらに被害防止にはすぐ目標値が設定されるという説明でございました。それを踏まえて、報告とするか議決とするかについて皆様方の意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。

〔「報告でいいと思いますけど」と言う人あり〕

○相馬委員長 そのほかありますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、意見は出尽くしたようですので、再度、執行部の入室を求めます。

それでは、議員間討議の内容について御報告をいたします。

被害防止がさらに進められるように、議案として、議決案件としてという意見もございました。また、この計画に沿って被害防止が今後進むという御説明をいただいたということで、報告案件とさせていただくという意見がございまして、討議の結果、報告案件でいいのではないかという意見でございました。

この後、取扱いについて決定をみたいと思いますが、改めて委員から質疑はございますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○相馬委員長 執行部から御意見はございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

それでは、案件の取扱いについてお諮りいたします。

本案件について報告ということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 本案件については報告案件とすることに決しました。

以上で(2)議会基本条例第11条に基づく計画等についてを終了いたします。

その他として、執行部から何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 委員から執行部に対して何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、この後、議会側の案件に入りますので、執行部におかれましてはここで退席をお願いいたします。

大変お疲れさまでございました。

ここで、10分間暫時休憩いたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時48分

○相馬委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次に、次第(3)に入ります。

本会議におけるタブレット端末の運用等について、事務局より説明をお願いいたします。

○関根議事調査係長 タブレットに関するこれまでの確認も含めてお知らせしたいと思います。

12月議会本会議におけるタブレット端末の利用等についてということでございます。

1番の12月議会におけるタブレット端末の利用

ということで、これまた皆さんにお知らせしてございますように、タブレット導入につきましては12月が試行導入、3月が本導入ということで、12月議会につきましてはタブレットと紙文書と、この委員会と同じように並行で資料を配付させていただき次第でございます。

こちらの説明の中で、今回同様に、いつから見られるようにするとか、いろいろ課題が出てまいりますので、それを踏まえて、また3月の本導入に向けて検討を進めていきたいと思っております。

2枚目の運用案ということで、本日の会議もそうですが、(1)にありますとおり、できるだけタブレットを使っていただいて、ページを見失ったときとか、困ったときに紙を使えるような形に進めていただけると、3月に向けて検討になるのかなというふうに考えてございます。

それと、Sidebooksの通知機能につきましてでございます。議員全員協議会と同程度に12月議会ではこの通知機能を使用したいと思っておりますが、破線部にありますとおり、幾つかのケースで対応が違ってまいるかと思っております。

まず、(1)につきましては、執行部から議員への提案理由説明、こちらにつきましては執行部の口述に合わせまして議会事務局職員が該当ページの通知を皆様にご送ることかどうかというふうに考えてございます。注意点としまして、今日、たくさんの方の予算書が少し赤い部分があるよという話が出たと思っておりますけれども、執行部の説明はページ数での31ページというふうにおっしゃっていたのと、Sidebooks上のページとはちょっと違うので、そこら辺、案内の仕方を注意したいなというふうに考えているところでございます。

それと、当面、こちらの対応を行うつもりですが、ある程度習熟いたしましたらば、そういった通知機能も必要ないのかなというふうに考えてい

ます。といいますのは、県内でSidebooksを使用して導入を進めている団体のうち、しばらく前から使っている栃木市さんと佐野市さんの状況を聞きましたところ、本会議でも委員会でも通知機能は使っていないと。栃木市さんなんかは半年ぐらいやっていたそうですけれども、これはなくても、むしろないほうが自分のペースで見られるよというような話があったという状況も聞いてございますので、そんな方向でいかがかというふうに思っております。

それから(2)番としまして、委員から執行部への質問、こちらについては原則として対応が難しいので通知機能は使わないつもりですが、正しい決算とか、計画ものとか、事前と異なるものについては対応できるかなと思っておりますので、こちらにつきましても(2)と同じように、当面对応するというふうな形でどうかというふうに考えてございます。

なお、3番、4番にあります、討議、委員長報告については通知機能の使用はございません。

後ろのページを見ていただきまして、赤い破線のところを見ていただきます。通知活用するメリット・デメリット、今まで皆さんで御議論していただいた部分になりますけれども、ひょっとしたらページを探す手間がなくなるので、皆様の会議運営の効率化が図られるんだろうと。ただ、先ほどもページ数の話で申し上げたとおり、数ページを間違えると、何ページか、若干ざわつく場面があるかなと、そんなふうに考えてございます。

そこで、運用はこのようにしてはどうかというふうな部分と、最後に3番としまして、ペーパーレス化の範囲について御協議いただきたいと思っております。

まず、そもそも昨年度の9月27日の議会運営委員会の中で、原則として全てタブレット、ペーパー

レス化しますよというふうな話を一度決定してございます。一方で、青い波線のところ書いてありますとおり、予算審議の際の予算執行計画書でありましたり、市政報告書につきましては詳細に書き込みをなされる方もいらっしゃるというふうな中で、なかなかタッチペンでも詳細に書き込むのは難しいんだよねというふうなお話もございます。そこら辺について、例えば来年度までは、まだ執行計画書も市政報告書も紙で執行部のほうにつくっていただいて、1回試行を行った上で、来年からはなくすよう、これからやっぱりこれは作ってもらおうというような判断してはどうか、また(2)にありますとおり、必要なところは自分自身で印刷すればいいよねというふうな話も、実は何人かから聞いたところではあるんですが、執行計画書をして報告書となるとなかなかのページになるので、そこら辺も含めて検討していただいているのかというふうに思っております。

その下にありますとおり、ペーパーレス化のメリット・デメリットの検討ということで、先ほどと同様、議会の効率化、それから印刷の人件費、印刷製本代が削減できるメリットがある一方、詳細な書き込みがしづらいよというふうなところが考えられる、そんなところでございます。

なお、こちら今申し上げましたのは、本会議に係る部分を議会運営委員会のほうでお願いしたところですが、委員会の場につきましては本日午後、正副委員長会議が開かれますので、その中で御検討いただくということでどうかと考えてございます。

参考に、ほぼ同じようなつくりの資料が、右肩に参考資料と書いた中でお配りさせていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

○**相馬委員長** 説明が終わりましたので、1番はこ

のとおりでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 じゃ2番についてですが、いわゆる通知機能について、ケースの例ということで、(1)(2)(3)(4)というふうにございまして、12月の議会においては通知を行うか、もしくは通知は……、今、事務局のほうから、その通知ページを行うということでもよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 係長

○関根議事調査係長 なお、ペーパーの問題は先送りでもよかったんですが、本日のこの議運の中でも総務部長さんの説明の中で、議案書何ページ、議案資料何ページといった際に、私なんかは、このタブレットの操作が追いつかないので、先ほど見た段階では、議案書だけ御案内するとか、議案資料だけ御案内するというふうな形でしか、なかなか技術的に送信できないかなと思うんですが、そこら辺、皆様の御意見どうでしょうかということと、事前に打ち合わせも、これにも書いてないわけで申しわけないんですが、ちょっとお話しただければありがたいなと思うんです。

○齊藤副委員長 これ、ブラウザだと飛ばせないでしょう。

○関根議事調査係長 ブラウザでも飛ばせます。

○齊藤副委員長 飛ばせるの。両方見てて、押したんだけど、ただ、何ページから何ページとなったら、結局関係ないね。

○関根議事調査係長 そうですよ。その辺をどうしようかなというようなところが、すいません、きょう議運を聞いている中でありましたので。

○齊藤副委員長 さっきの話は、ちゃんと議案書の31ページと言っていますから、ただ上に、最後の34だったんで、そっち俺聞いてないから、多分あわせては言っていたんですけども。追っつけ

ない、あのペースでやられたら、しかも書き込む、ここの話だからあれですけど、議案書の説明されちゃったら、もう紙じゃないと絶対無理ですね。

○吉成議長 ただ、今回の場合は、全協説明が済んでいるからということなので、当然詳細にわたっての説明がある場合には、ちょっと違うんです。

○齊藤副委員長 二分割の対応だけで臨むように練習していないと、一分割だと多分何もできないで終わります。

だから、今のやり方でどうにかやっていくしかないなど。あと、議案だったら議案だけを通知するようにすると。議案資料はめくってというのだけで、最初、議案だけでいいんじゃないですかと。

ブラウザのほうじゃなくて、これ2つ同じの出できちゃうから、結局、両方押しちゃうと片方は変えられるんだけど……。

○相馬委員長 ということで、係長、大丈夫ですか。

○関根議事調査係長 まずは、議案書ベースに、皆様に通知機能を出させてもらって、自分たちで見られる方は自分たちでタップしていただく中で、今後また、そこら辺のやり方、来年度に向けて改善していくということでもよろしければ、まずは12月議会、議案書をベースにそういうところで対応させていただければと思います。

○相馬委員長 では、そのようにお願いいたします。

続きまして、3番のペーパーレス化の範囲について、(1)(2)というふうにあります。予算執行計画書と市政報告書については、先ほど言ったように、ページ数がものすごく多いので、自分で印刷するといっても相当な枚数になろうと思うので、これだけ紙としていただくということで、だと思えますが、皆さんいかがでしょうか。

来年度以降もどうするかということにはなってきますが、とりあえず1回だけは予算執行計画書と市政報告書は来年度はいかがかと。

○齊藤副委員長 読むだけの問題であれば、別に要らないんじゃない。全くもって今までできたものが全て覆されちゃうんだったら、書き込める何かを用意したらいい、紙を用意しろ、要は、ここを見て書けばいいんだから。そうしたら、もう何年たっても変わらないでしょう。ここ見て、何ページが何々と自分が書けるようにしたって、チェックしていただけてすればいいんじゃないですか。せっかくそのためにこれにしているんだから、ここにタブレットで書こうとするのだけを考えてあげればいだけなんで、何か案をもらって、市政報告書で書きたい様式だけこんなはどうですかって教えてあげればできないかと。ページ数書いて、調べてやればいだけの話かと思う。

○吉成議長 常にデータ持って歩ける。

○齊藤副委員長 逆に、その前までのやつを入れてほしい。

○相馬委員長 それでは、予算執行計画書も市政報告書も紙ベースは要らないということによろしいですか。

○齊藤副委員長 3月までは紙じゃなかったでしたっけ。だから予算書までは紙で来るということでしょう。もともとと言ってた予告って。3月からこれになるって言ったの。12月だから、もうこれで終わりなんだ。

予算書も紙で残したくないという目論見がちょうどあって、だから。

○相馬委員長 じゃあ、そういうことによろしいですか、3月からもう紙はなしということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 以上でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 続きまして、(4)取組実行計画（アウトカム）把握のためのアンケート等について、事

務局より説明をお願いいたします。

○関根議事調査係長 初めに、アンケート等と、もう一つのモニターについては関連性があるので一括してお話ししてもいいでしょうかということ伺いたいと思います。

○相馬委員長 よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 では、(4)、(5)を一括して説明お願いいたします。

○関根議事調査係長 それでは、取組実行計画（アウトカム）把握のためのアンケート等についてというようにところで御説明をさせていただきたいと思います。

議会基本条例に基づく検証に向けての事務事業評価、説明していただいているところですが、令和元年度の取組実行計画について評価を、また来年度、令和2年度で行っていくこととなります。それに向けて市民向けの公開調査、無作為抽出のアンケートというようにところについてもお話をいただいていたところですが、改めて今回の取組実行計画のアウトカム指標としたアンケート内容を書き出してみたところでございます。

1番の開かれた議会が実現しているから始まりまして、政務活動費、それから請願・陳情、議論がわかりやすいか、見ていただいて、ある程度の予備知識がないとなかなかお答えが難しいところも実はあるところでございます。そのような中、ほかの市を見てみますと、一番下に青い波線で囲んだところ、参考事例1ということで、G県K市とあるんですが、先進自治体の岐阜県可児市のことなんです、こちらが28年度に行ったアンケートを見ますと、市議会に関心があるかというところ、関心がありますが49%、それから議会報告会への参加は参加したことがあるに3%、私どものほうで一番重視していますのは、この3番の

ところで、「改革が進んでいると思うか」、進んでいると思うのが11%でございました。ここで重要なのが、改革が進んでいないが何%ではなくて、わからないが55%というふうな状況でございます。後ろ面をめぐっていただきまして、あわせてM県I市ということで、三重県、こちらにつきましても同様に半分ぐらいの関心と議会報告会をしているのが10%台という中で、一番下の3番目の議会対策は進んでいるか、こちらも同様に進んでいるが4%、進んでいないではなくて、わからないが6割というふうな状況でございます。

これらを踏まえると、前のページにいきまして、先ほどのお答えを鑑みますと、わからないというお答えが、なかなか探し当てられない恐れが非常にあるのかなというふうな中で、大きな2番でありますとおり、議会モニター制度に広聴広報特別委員会さんのほうで御検討いただいておりますので、そちらを利用する形でどうかというふうなのが内容でございます。

(1)番に書いてありますとおり、まず、議会活動について、具体的にどのような行動を行っているか、それをモニターさんに説明した上で、この説明をお聞きいただいた上で、ある程度とったほうが、より活用できる意見が集まるのではないかと、いうふうに考えてございます。

例(3)にありますとおり、これらを踏まえて、令和2年、令和3年度というふうに執行計画が続いていくものと思いますので、それを反映させていく、また当然、広聴広報の機能も見直していくというふうなところで考えてはどうかというふうな提案でございます。

ペーパーを1つ移りまして、議会モニターはどんなものかというふうなところでございます。

議会モニター制度について御説明をいたします。

1番につきましては、条例の検証から取組実行

計画におけるこの議会モニター制度というものの位置づけですが、経緯について少しお話しいたします。

今までアンケートを積み上げていこうという、そういうふうなところをお話ししてきたにもかかわらず、モニターというふうなことで、ちょっと方向性が変わるんじゃないのというふうな御意見もあるかと思うんですが、そもそもこのモニター制度導入について検討の状況を調べていきますと、(1)にありますとおり、PDCAサイクルシート中の3条、4条、9条、14条、17条という中の4、アクション（改善）今後の方向性というふうな中では、議会モニター制度は市民の意見、それから評価を把握する仕組みだよというふうな位置づけ、議会モニター制度の導入やアンケートの実施の検討ということである種並列した機能の重複するような位置づけにしているところでございます。

また、3点目にありますように、取組実行計画におきましても、市民意向の把握の方向ということで議会モニター、アンケートというところで位置づけをしているところでございます。そこで、今目的にありましたように、議会取組実行計画に掲げるアウトカム評価、こちらについて広聴広報さんで検討していただいております議会モニター制度も大いに活用するというふうなことでいただいたというふうな経過でございます。

制度の導入時期につきましては、モニターさんへの報奨というか、お礼の部分の検討も出てまいりますので、令和2年度とさせていただきます。

4番につきましては、今までお話ししたとおり、広聴広報特別委員会で制度設計を今していただいているところとなっております。

今後のスケジュールについてなんですが、先ほど申し上げましたとおり、令和2年度からの実施となると、当然に予算要求が必要となりますので、

目安としてですが、今月中ぐらいに広聴広報さんのほうである程度制度検討を進め、議会に関係する決定は議運と、全協を通すことになっていきますので、本年中に対応を決定し、あわせて予算の決定について財政と協議する、そんな流れはどうかというところがこの導入のスケジュールでございます。

6、その他ということですが、結果的には令和2年度に行う令和元年度の取組実行計画に係るアウトカム評価、アンケートは議会モニター制度を活用し、無作為抽出の市民アンケートは行わない、今回はですけども、そんな形はどうかということについて御論議いただきたい、このように思っております。

以上でございます。

○相馬委員長 ありがとうございます。

質疑、御意見等ございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、今事務局説明のとおりとすることでよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 議長。

○吉成議長 議会モニター制度について、現在、広聴広報特別委員会のほうで御検討いただいているわけですが、私の5月15日の議長選挙における所信表明の中で、幾つか議長として、今後こういった形で進めていきたいという内容について皆さんにお話をさせていただきました。

例えば9月議会で議決をいただきました議会BCPもその一つだったわけですね。議会モニター制度についても提案をしていますので、当然それらも現在検討していただいていることなんですけど、もう一つ、議員塾を開催して、その中から新たな議員への人材発掘、そういったものをやりたいという提案をさせていただいております。その際に

は年間5回程度の研修会と集会を開いて、内部、外部の講師を呼んでというようなお話をさせていただいたんですが、実際に外部講師を呼ぶなんて言うことになれば、予算のところもいる。それから、どういった公募の仕方があるのか等々、なかなか難しいハードルもありますので、今回この議会モニター制度の中にちょっと組み込んでいただいて、例えば議運主催による研修会があれば、ここにモニターさんたちなんかも参加していただいて、改めて議会というものの理解を深めていただいて、これがひいてはそこからまた、じゃちょっと議員を挑戦してみようとか、そういった人たちが出てくればいいなと思うので、ぜひこれは、広聴広報特別委員会委員長もいらっしゃいますので、この議員塾という名称自体は入れる必要はないと思うんですが、議会モニター制度の中にそういった要素をぜひ入れていただければと思いますので、お願いしたいと思います。

○相馬委員長 ただいまの議長の御提案について、御意見等ございますか。

副委員長。

○齋藤副委員長 先に意見、議長の行く前に事務局確認なんですけど、この設問18問あるじゃないですか、これを諮れるように議会モニター制度の人たちにはお願いをしていたもんじゃないかという案でいいということですね。

もう一つ、広聴広報特別委員会、現段階では議会モニターは最大で20名程度というお話で進めているんですが、20名で果たして信ぴょう性はとれますか、その辺はどう考えているのかをちょっと聞きたかったんですけども、聞いちゃまずいですか。

○相馬委員長 係長

○関根議事調査係長 各市の状況を見ると20人が多いというふうなこともありますし、例えば計画の

ときも相当幅広く仕事を皆様にしていただいていますので、20人全員が全てに出るとするのは難しいかなと思ったり、例えば10人、10人で2班に分けたりとか、いろんな形が考えられると思います。

先ほど申し上げたとおり、他団体を見ると20名ぐらいがある程度目安になるのかなと思います。先ほどのような検討も含めて、こちらのほうでさらに検討を続けていただくのがよろしいのかなと思っております。

○相馬委員長 そのほかに質問、御意見等ございますか。

説明して理解してもらった人にアンケートをとったときに、これで評価指標をつくっておいたほうが、わからないが55%とか、わからないが50%とかっていうのが、まずモニターで評価指標をつくっていくと、そういう方法でどうかということなんです。

○齊藤副委員長 よその例を見てもらうんじゃなくて、それぞれの結果をうちの場合は入れてやってみましょう。より詳細を説明しながら、モニターをしてくれるという考えですよ。

○相馬委員長 係長

○関根議事調査係長 先ほど広聴広報でほぼ決定したんで、ほかのやつで見ますと、委員長おっしゃるとおり、モニター会議とか開催されているかと思しますので、そういう場でモニターさんに御説明させていただいてというふうな事例を参考にするのがいいのかなというふうには思っています。

○齊藤副委員長 それは分かるんだけど、そのこれを先に落っこつてくれば、落っこつてきたようなやり方がやっていかないと、広聴広報の人は、とりあえず議会に呼んで、これをこうやってもらうという、輪切りでしか、見ていってくださいというところまでしか考えていないので、こういう詳細な項目までは入れてないんです。例えば委員会

に呼ぶのかとか、そういう話で、どこに来てもらうかということまで設定していないので、だから、こっちが先にこれが出てきて、なおかつ議長がね……、パワハラみたいな要望があるので、そうすると逆に、広聴広報が今進めている中で、この議運の要素があったということで、落っことしちゃっていいのかなとは思っていたんですけど。

○相馬委員長 係長

○関根議事調査係長 おっしゃるとおり、所管が広聴広報だけではないと思うので、連合審査会をやるとか、いろんな形が考えられると思うので、その根底は、この取組実行計画のこのアンケートをするよというふうになれば、大きな柱ですので、連携して検討していくというふうになるんだろうというふうに考えてございます。

○齊藤副委員長 今聞きましたけど、一応、広聴広報は、そのたたき台をつくった上で実行する部隊なので、ここの中身は議運で今決めた中で皆さんがいいんじゃないかねえと言えば、それでうちはやるんですよ。だから、そこを協議としちゃうと、多分なかなかその意見が通らないので、議会運営委員会から落っこつてきたら、狙いはこれですという話を落としちゃったほうが、そのためにうちは考えやすいですよ。だから、一緒に相まって何か会議するということよりかは、そのために広聴広報としてはどうするという話し合いに変えたので、逆に委員長、ここでこんな感じでどうかなんて言っても、聞いてくれれば、プラス議長の考えもやってもらえればいいのかなって思います。19になりますかね。

○相馬委員長 それでは、そのアウトカムの指標ですね、議会モニター制度、議会運営委員会としてはこの18項目をアウトカムの指標として議会モニター制度をお願いしていくということで、皆さんよろしいでしょうか。また、今、議長の提案もご

ございますので、それについても今後、広聴広報特別委員会のほうで開催される議会モニター制度を使ってアウトカムの指標を作っていくということで、よろしいでしょうか。

〔「いいですよ」と言う人あり〕

○相馬委員長 そういうことで、今後進めていきたいと思えます。

次に、(6)その他に入ります。

委員の皆さんから何かございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 それでは、なければ私から、今後の案件2件についてお伝えをしたいと思います。

まず1点目は、議会基本条例の検証のときの第三者評価の中に5つの提言がございまして、この5つの提言の中の1つが庁内アンケートを行ってはこの提言がございました。これは市の職員に対するアンケートということなんだろうと思いますが、それについて内容等を本年度打ち合わせをいたしまして、令和2年度に行いたいと思っております。

また、もう1点が、採決システムの本格導入ということで、これまで2年間試行期間ということで行ってきましたが、令和2年の第1回定例会、来年3月の定例会から採決方法を電子採決というふうなことを行ってはどうかというふうなことで進めていきたいと思えますので、まずはお伝えをしておきます。

報告としましても、恐らく来年3月の初日に上程して、即決になろうかなと思えますので、お含みおきいただきたいというふうに思えます。

そのほかございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、事務局から何かございますか。

室井さん。

○室井主査 事務局から、議会運営委員会の議員研修会の外部研修についてのことで御連絡差し上げたいと思えます。

議会運営委員会の外部研修については、先月、10月11日の議会運営委員会の中で御報告させていただいたところでございます。

まずは来月、12月12日に吉田利宏先生の、元衆議院法制局の方で、本会議終了後にはなりますが、午後1時半ごろから議員提案型の条例制定研修、計画実現のための条例提案という内容で、研修会のほうをまず1つ研修のほうをするわけでございます。今日、追加議案、議員派遣の話もさせていただきましたが、こちらについては、前回の10月11日の議運でお話ししましたとおり、政策提案のファシリテーション研修、講師としましては、株式会社インソースと調整しまして、その時は調整中と話をさせていただきましたが、先日、この株式会社インソースと講師の方、また日程のほうを調整しまして、先ほど説明したとおり、1月30日、黒磯公民館視聴覚室で実施のほうを予定、調整のほうをしたところでございます。

なお、庁内の会議室等につきましては、ちょっともう既に30日はいっぱいございまして、黒磯公民館で御了解いただければということでございます。内容としてはファシリテーション研修なので、グループワークみたいな形で、テーブルを合わせてやるので、当然議場とかでも実施できませんので、そういった形で公民館を利用させていただきたいと思えます。

講師につきましては、高谷麻夕先生という方でございまして、この先生については、平成28年にさくら市議会でも同じようにファシリテーション研修、議員向けのファシリテーション研修をされたことがあるという先生ということで、内容も議員間討議における意見の取りまとめ、議員間討議

の進め方というような内容でさくら市議会のほうで実施されたので、その辺の要望と、当然ながらグループの意見、議会フォーラム等でワークショップを実施されておりますし、議会報告会でも意見交換会でワークショップとして進めておりますので、そのグループと参加する議員の意見の取りまとめの仕方なんかを講義の中で進めていただくという方向で調整を進めているところです。

以上お示しさせていただきました、御了解いただけますれば、12月11日の全協で全議員の皆様にお示ししまして、議員派遣という形で、最終的に同意いただければというところ。以上のような形で進めています。

以上です。

○相馬委員長 ありがとうございます。

委員研修の外部研修ということで、この①②のこれで行うということによろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○相馬委員長 なければ、次回の委員会の日程でございますが、12月13日金曜日、午前10時から開催したいと思いますが、異議ございませんか。

よろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

○相馬委員長 なお、次回の委員会において、委員から欠席の届出が出た場合は、取扱いについて、代理出席を求めるということで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 それでは、異議なしと認め、代理出席を求めることにいたします。

◎閉会の宣告

○相馬委員長 それでは、以上で本日の議会運営委員会を閉会したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○相馬委員長 以上で、議会運営委員会を閉会いたします。

大変長い間お疲れさまでした。

閉会 午後 0時25分

